

## 社会福祉法人府中市社会福祉協議会報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広島県府中市社会福祉協議会定款第10条及び第25条に基づき、役員及び評議員、委員に対する報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(非常勤役員等の報酬の額)

第2条 報酬及び費用弁償額は、次のとおりとする。

会 長	月 額	20,000円
副会長	出席1日	3,000円
監 事	出席1日	3,000円
理 事	出席1日	3,000円
評議員	出席1日	3,000円
委員・その他	出席1日	3,000円

(支給方法)

第3条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第4条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成29年6月16日から施行する。

2 この規程の施行前に生じた報酬及び費用弁償については、従前の例による。